



## 更正の請求はどのようにするか

当社は、前期の決算についての法人税の確定申告書を先月提出し、納税も無事済ませました。ところが、先日、前期分の売上のうち二重に計上されているものがあることが判明しました。

この納めすぎた分の法人税の還付をうけたいのですが、どのような手続によればよいのか教えてください。



申告した税額が多すぎたときには、正しい税額に直してもらおうよう、申告書の法定申告期限から1年以内にかぎり、更正の請求ができます。

の所轄税務署長に提出します。

税務署長は、会社から更正の請求があった場合には、調査したうえで、誤りがあれば更正して過大に納付された税額を還付します。



### 更正の請求とは

納税者が納税申告をすると、税務署長の更正がないかぎり、その申告書に記載された納税額が確定します。

その納税額等が少ない場合には、修正申告書の提出が認められるのに対し、多かった場合には調査による減額更正しか認められないのであれば、不合理を生じるので、法定申告期限から1年以内にかぎって、税務署長に対し

更正の請求をするときには、所定の事項を記載した更正の請求書を納税地

## 第2章 国税の共通事項を理解する

て、税金を減らす更正をしてくれるよう請求することができることとなっています。これを、更正の請求といいます。

税務署長は、この更正の請求をうけ、その請求にかかる課税標準等または税額について調査をし、①更正（減額更正）するか、または②更正をすべき理由がない旨を請求者に通知するか、いずれかによらなければなりません。

なお、修正申告では、その申告書の提出により納付すべき税額等が確定（変更）するのに対し、更正の請求は、税務官庁の更正の処分を待ってはじめて確定（変更）されます。

### 通常の場合の更正の請求

納税申告書を提出した者は、次のいずれかに該当する場合には、その申告書にかかる法定申告期限から1年以内にかぎり、その申告にかかる課税標準等または税額等について更正の請求をすることができます。

- (1) その申告書に記載した課税標準等もしくは税額等の計算が、国税に関する法律の規定に従っていなかったこと、または、その計算に誤りがあったことにより、その申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき。
- (2) 上記(1)の理由により、その申告書

に記載した欠損金額等の金額が過少であるとき、または、その申告書に欠損金額等の金額の記載がなかったとき。

- (3) 前記(1)の理由により、その申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、または、その申告書に還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき。

### 更正の請求の事由に該当するもの

課税標準等もしくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと等を理由に更正の請求ができます。



法人税に関して具体例をあげると、次のような場合です。

- ① 売上がなく、または当期の売上でないにもかかわらず当期の売上にしたこと

## 第2章 国税の共通事項を理解する

- ② 当期の費用であるにもかかわらず損金の額に算入しなかったこと
- ③ 法人税の還付金等益金に算入されないものを益金の額に計上したこと
- ④ 欠損金の繰越控除を行わなかったこと
- ⑤ 税率の適用を誤ったこと

### 更正の請求の事由に該当しないもの

次にかかげるようなことは更正の請求をする理由には該当しません。

(1) 確定した決算において経理を行うことを条件として損金算入が認められる次のような事実

- ① 減価償却資産または繰延資産の償却を償却限度額まで行わなかったこと
- ② 国庫補助金、保険金等で取得した固定資産についての圧縮記帳を限度額まで行わなかったこと
- ③ 貸倒引当金等の引当金の繰入れまたは準備金の積立てを限度額まで行わなかったこと

(2) 損金算入等の申告をすることを条件として損金算入が認められる次のような事項

- ① 受取配当の益金不算入について益金不算入の申告をしなかったこと

- ② 所得税等の税額控除について控除の申告をしなかったこと

### 後発的事由がある場合の更正の請求の特例

納税申告書を提出した者または決定をうけた者で、法定申告期限後に次のような理由が生じたときは、更正の請求期間である1年の期間経過後であっても、次にかかげる期間において、更正の請求ができます。

(1) その申告、更正または決定にかかる課税標準等または税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき	その確定した日の翌日から起算して2か月以内
(2) その申告、更正または決定にかかる課税標準等または税額等の計算にあたってその申告をし、または決定をうけた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする更正または決定があったとき	その更正または決定があった日の翌日から起算して2か月以内

## 第2章 国税の共通事項を理解する

(3) その他その国税の法定申告期限後に生じた(1)(2)に類する一定のやむを得ない理由があるとき	その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内
---	-------------------------

なお、上記(3)の「一定のやむを得ない理由」とは、次にかかげるものとされています。

- ① その申告、更正または決定にかかる課税標準等または税額等の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた行為の効力にかかる官公署の許可その他の処分が取り消されたこと
- ② その申告、更正または決定にかかる課税標準等または税額等の計算の基礎となった事実にかかる契約が、解除権の行使によって解除され、もしくはその契約の成立後生じたやむを得ない事情によって解除され、または取り消されたこと
- ③ 帳簿書類の押取その他やむを得ない事情により、課税標準等または税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録にもとづいて国税の課税標準等または税額等を計算することができなかつた場合において、その後、その事情が消滅したこと

- ④ わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に規定する権限のある当局間の協議により、その申告、更正または決定にかかる課税標準等または税額等に関し、その内容と異なる内容の合意が行われたこと
- ⑤ その申告、更正または決定にかかる課税標準等または税額等の計算の基礎となった事実にかかる国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正または決定にかかる審査請求もしくは訴えについての裁決もしくは判決にともなって変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、その課税標準等または税額等が異なることとなる取扱いをうけることとなったことを知ったこと

(注) 上記⑤の理由は、平成18年度税制改正において追加されたものであり、平成18年4月1日以後にその理由が生じた場合について適用されます。

### 徴収の猶予

更正の請求があった場合でも、先の納税申告によりその請求にかかるすでに確定した税額の納付義務はそのまま存続しています。したがって、税務署長等は、その請求にかかる納付すべき国税の徴収を猶予することはありません。ただし、請求内容の正当性が一見明白である場合など相当の理由があるときは、その国税の全部または一部の徴収を猶予されることがあります。

優遇税制五三



(参考となる法令など)

通則法23 (更正の請求)

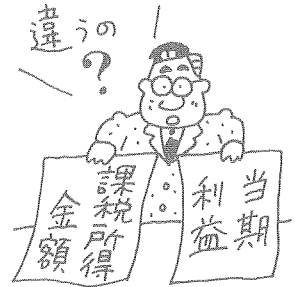
通則令6 (更正の請求)

# 第1 所得計算のしくみを理解する

Q

## 会社の利益と所得の関係は

法人税額は、課税所得金額に法人税率を乗じて計算するそうですが、その課税所得金額と決算書上の当期純利益とは違うのでしょうか。



優遇税制五三

A

会社は、会社法や企業会計原則といったルールにもとづいて、毎年決算をして利益を確定しています。税法も、これらのルールは尊重していますので、両者は本質的には同じになります。しかし、企業会計における決算利益が、株主や債権者などの利害関係者に対してその企業の財政状態および経営成績を報告するためのものであるのに対し、法人税法は適正な課税、公平な税負担、各種政策目的などの見地から、種々の定めがあり、その課税所得金額は決算利益とは一致しません。

### 企業利益と課税所得の関係

各事業年度の法人税の申告は、法人

の確定した決算にもとづいて行われることとなっています。

また、各事業年度の所得の金額の計算の基礎となる益金の額および損金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うものとされています。



このことから、企業利益と課税所得

は、原則的には一致するはずですが。しかし、両者の目的の違いから、企業会計上は利益となるが、税法上は所得とされない部分と、課税所得となるが、企業利益とならない部分とが存在するので、結果として一致しません。

ただ、課税所得は、企業利益とまったく別の次元から計算されるのではなくて、確定した決算にもとづく企業利益を基礎とし、これに法人税に関する法令の規定による一定の調整を加えて誘導的に算出されます。

### 差異の生じる原因

#### (1) 企業体概念の相違にもとづく資本概念の相違

法人税法は、法人企業を単なる個人の集合体とする立場によっているのに対し、企業会計は、法人企業を個人から独立した企業実体として人格を認める立場によっています。その結果、会計理論上資本取引とされる、例えば次の取引も税法上は損益取引とされて益金の額に含まれることとなります。

- ① 資本的支出にあてられた国庫補助金および工事負担金
- ② 資本補てんを目的とする贈与剰余金または債務免除益
- ③ 貨幣価値の変動にもとづき生じた保険差益

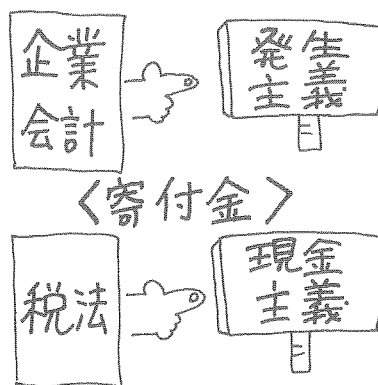
- ④ 自己株式の売却益
- ⑤ 会社更生等による固定資産評価益など

#### (2) 損益の帰属時期の相違

収益と費用の認識基準に関しては、基本的には同じですが、その帰属年度については、若干の差異があります。

例えば、割賦販売について企業会計は割賦基準と回収基準との選択適用を認めていますが、税法は割賦基準のみを採用しています。

また、寄付金については、企業会計は発生主義を、税法は現金主義を採用しています。



#### (3) 保守主義の原則および重要性の原則の受入れ方の相違

企業会計においては保守主義の原則が適用され、予測される将来の危険に備えて、慎重な判断にもとづく会計処理を行わなければならないことになっています。また、企業会計では重要性の原則がかなり広く適用

### 第3章 第1 所得計算のしくみを理解する

され、企業の大小により損益の範囲を異にすることも、ある程度容認されます。

これに対し、税法では、これらの原則は、課税の公平を保つ観点から、大幅に制限されます。

例えば、税法では、費用の認識について債務確定基準をとっているので、税法上別段の定めにより認められる引当金や準備金以外の見越費用の計上は認められません。

#### (4) 実質課税の原則の適用

法人の決算上は利益とされている場合でも、実質上は利益と考えられないもの（協同組合等の事業分量配当等）があり、また、逆に法人の決算上は費用として処理されている場合でも、実質上は利益の処分と考えられるもの（損金経理により支出した役員賞与）もあります。

税法上は、これらの場合には実質に従って所得を計算することになります。

#### (5) 課税目的、課税技術上の考慮

税法上、課税目的を考慮して、次の調整が行われます。

- ① 法人税、法人住民税などの損金不算入
- ② 罰科金、附帯税などの損金不算入
- ③ 一定限度をこえる寄付金の損金不算入

- ④ 一定限度をこえる交際費等の損金不算入など

また、課税技術上の考慮から、次の調整が行われます。

- ① 受取配当等の益金不算入
- ② 法人税等の還付金の益金不算入
- ③ 法人税額から控除する所得税額の損金不算入など

#### (6) 損益の通算

企業利益も課税所得も期間計算が原則ですが、税務計算上、特定の場合には、その例外として、数期間の損益の通算が行われることがあります。

- ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し
- ② 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し
- ③ 資産整理にともなう私財提供等があった場合の欠損金の損金算入

#### (7) 政策目的の導入

環境の改善、地域開発等の促進、技術の振興、設備の近代化、輸出の振興など経済政策上の目的を達成するために税制を利用するいわゆる政策減税といわれるものがあります。

例えば、租税特別措置法による各種特別償却、準備金、技術等海外取引にかかる所得の特別控除、取用換地等の場合の特別控除などがあります。





## 決算調整とはどのようなものか

決算も無事済んで、株主総会の承認を得た後において、減価償却費として計上した額に不足があることが判明しました。その額は、法人税法上の普通償却限度額に達していないので、不足分について申告書上調整したいのですが可能でしょうか。



課税所得は、株主総会の承認または総社員の同意等により確定した決算に計上された企業利益を基礎として、これに所要の加算または減算を行って調整を加え、誘導的に算出されます。この企業利益に対する税務計算上の調整を一般に「税務調整」とよんでいます。

この税務調整には、決算において調整する必要があるもの（決算調整）と、決算において調整する必要はなく申告に際して調整すればよいもの（申告調整）とがあります。

ご質問の、減価償却費は決算調整事項に該当します。したがって、その事業年度の損金の額に算入する金額は、法人が償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額となりますので、貴社の場合申告書の上ではなんら調整はできません。

法人税の課税標準である各事業年度の所得金額は、あくまでも、企業の決算上の利益を基本として、それに税法固有の立場でその金額の是非を考えていきます。例えば、損金経理した金額が償却限度額をこえる場合には、それは、課税所得金額の計算上、正しくな



いものとして加算されますが、その額に不足があったり、また、まったく償却費として損金に計上していないとしても、それは法人の意思表示とみて、それに関しては税法は介入しません。

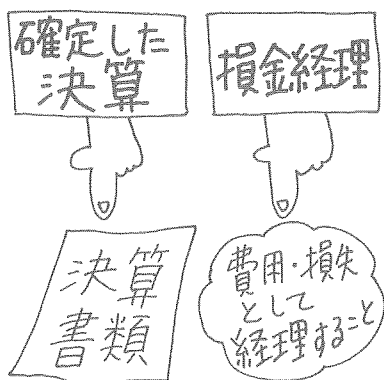
### 決算調整とは

税法上損金算入が認められるためには、第一次的に確定した決算の段階で、所定の経理処理をしておかなければ、申告段階では損金算入が認められないものがあります。

この決算の段階における課税所得計算のための計上額の調整を「決算調整」といいます。

具体的には法人税法の中で「～として損金経理したとき」「～として確定した決算で経理したとき」などと表現されています。

「確定した決算」とは、株主総会等において承認された決算書類をさしま



す。また、「損金経理」とは、確定決算で費用、損失として経理することをいいます。

### 内部取引事項

内部取引についての計算事項は、対外的に実現する費用ではなく、また、その金額が外部的に確認できないものであるため、最高の意思決定機関である株主総会等の承認を得て、最終的に確定する必要があります。

そこで、これらについては、課税の公平上、限度額を定めるとともに、恣意性の介入を防ぐため、確定決算において次にかかげる所要の経理を要求しています。

- ① 損金経理した場合のみ、損金算入が認められるもの
  - ㊦ 減価償却資産の償却費の損金算入
  - ㊧ 繰延資産の償却費の損金算入
  - ㊨ 資産の評価損の損金算入
  - ㊩ 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入
  - ㊪ 換地処分等にともない取得した資産の圧縮額の損金算入
  - ㊫ 貸倒引当金、返品調整引当金勘定への繰入額の損金算入
- ② 損金経理または積立金経理のいずれかの経理を行った場合にのみ損金

算入が認められるもの

準備金等は、税法において社会政策目的でもうけられたものですが、会社計算規則や会計原則で損金経理することを認めないケースもあります。そこで、確定した決算において積立金として積み立てる方法、または決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法によることも認められています。なお、準備金や圧縮記帳の繰入額について積立金経理を行った場合には、申告書において減算します。

- ㉗ 前記①の㊦㊧以外の資産の取得価額の圧縮額の損金算入
- ① 各種準備金の積立額の損金算入
- ㉘ 特別償却準備金の積立額の損金算入
- ㊦ 圧縮記帳にかかる特別勘定への繰入額の損金算入

損金性について法人の意思表示を求める外部取引事項

外部取引であっても、確定決算において損金経理をしなければ損金の額に算入できないものとして次のものがあります。

- ① 少額な減価償却資産の損金算入
- ② 一括償却資産の損金算入
- ③ 少額な繰延資産の損金算入

収益・費用の計上時期

次のものは、確定した決算において法人税法上定められた一定の経理方法により計算した場合にかぎって、その計算された収益の額および費用の額を所得金額の計算上益金の額および損金の額に算入することが認められているもので、法人がこれを任意の方法により計算した場合には、その計算された金額は益金の額および損金の額に算入することが認められません。



- ① 長期割賦販売等の延払基準
- ② 長期大規模工事以外の工事の工事進行基準

このほか、特別の事情がある場合の資産の評価益の益金算入、棚卸資産の切り放し低価法の適用、外貨建資産等にかかる外国為替の売買相場が著しく変動した場合の期末時切り放し換算も、決算において所定の経理を要求されています。

(参考となる法令など)

- 法法31 (減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)
- 32 (繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)
- 33 (資産の評価損の損金不算入等)
- 42 (国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)
- 45 (工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)
- 47 (保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)
- 50 (交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)
- 52 (貸倒引当金)
- 53 (返品調整引当金)
- 63 (長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)
- 64 (工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)
- 法令122の3 (外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の期末時換算)
- 133 (少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)
- 133の2 (一括償却資産の損金算入)
- 134 (繰延資産となる費用のうち少額のもの損金算入)